

FASBの正統性構造に関する一考察

——3つの正統性の見地から——

森 洵 太

1 問題の所在

米国は、上場企業のディスクロージャーに関し長い歴史を有する国である。SEC (Securities and Exchange Commission : 証券取引委員会) の設立や、プライベート・セクターである FASB (Financial Accounting Standards Board : 財務会計基準審議会) が国内における会計基準設定のキープレイヤーとして主導権を有するという、現在の各国の会計基準設定のモデルとなった国でもある。

本稿の目的は、森 (2014) で提示した分析枠組みに沿って、FASB の正統性がどのような源泉から生じているかを検討することにある。会計基準設定に関する長い歴史を持つ米国の基準設定機関を検討することで、会計基準設定において必要とされる要素は何かを正統性の見地から素描することができると思われる。よって本稿では、次節において FASB 設立に至る米国の会計基準設定史を概観した後、第3節では、政治的正統性の見地から、FASB と議会・SEC の関係に焦点を当て、石油・ガス会計の事例からその関係性について論じる。第4節では、手続的正統性の見地から、FASB のデュー・プロセスを米国行政手続法の視点から検討する。第5節においては、実質的正統性の見地から FASB の概念フレームワークについて論じる。第6節において、本稿の目的である FASB の正統性構造について別出を試みる。

2 FASB の歴史的展開

米国の会計基準設定史を検討するうえで、1930年代のSECの設立および民間団体への基準設定権限の委譲は、枢要な出来事と思われる。周知のように、SEC設立の契機となった出来事は、1929年の株価大暴落に端を発した世界大恐慌である。1933年に大統領に就任したF. Rooseveltは、景気対策としてニューディール政策と呼ばれる積極財政出動策を採用した。また、これら政策の一環として、「恐慌要因の一つと考えられた企業の資金調達に関する規制を意図し」(山地, 2000, 63頁)、1933年に証券法 (Securities Act)、1934年に証券取引所法 (Securities Exchange Act) が成立する。証券法により、会計基準の設定権限が議会からFTC (Federal Trade Commission : 連邦取引委員会) に委譲されるが、翌年の証券取引所法により、新たな規制機関としてSECが誕生し、設定権限はFTCからSECに移ることとな

る。SECが設立された理由としては、①規制の対象が広汎になったこと、②FTC本来の仕事と無関係な任務の増大、③将来拡大するであろう金融機関に関する活動の規制を、単一の機関に集中して担当させること、の3点が指摘されている(大石, 2000, 50頁)。

しかし、会計基準設定権限を公的機関に付与すること、換言すれば会計の「公的統制」には強い批判も存在した。より具体的には、FTCやSECといった公的機関が会計基準設定権限を保持すべきであるとする「公的統制」派と、会計士団体などによる「私的統制」(自主規制)を主張する論者との対立が巻き起こったのである。結局、1938年にSECはASR(Accounting Series Release: 会計連続通牒)第4号を公表し、当時の米国における会計士団体であったAIA(the American Institute of Accountants: アメリカ会計士協会)に会計基準設定権限を委譲し、「実質上、『私的統制』に移行するという形で(対立は)一応の『解決』をみるにいたった」とされる(津守, 2002, 64頁)。SECが基準設定権限をAIAというプライベート・セクターに委譲したことは、「基本的にアメリカ社会が自主規制を好んでいるということの意味」(Kelly-Newton, 1980, 邦訳76頁)する。とはいえ、SECは最終的な会計基準設定権限を保持しており、その権限は1933年に成立した証券法 § 19 (a)¹によって定められたものである。すなわち、1930年代における証券二法の成立からSECの誕生、そしてASR第4号による会計士団体への会計基準設定権限の委譲という事象を通じて、米国では「議会—SEC—会計プロフェッションの三層構造」(大石, 2010, 53頁)からなる会計基準設定体制の基盤が成立したとみることができる。

その後、AIA、またAIAが改組して1957年に誕生したAICPA(American Institute of Certified Public Accountants: アメリカ公認会計士協会)が主導する形で米国における会計基準設定体制は推移するが、1960年代にこの体制が揺らぐ事態が生じた。それは、1962年に導入された投資税額控除制度(Investment Tax Credit)に端を発する「会計の政治化」問題である。投資税額控除制度とは、生産設備の近代化・拡大化を促進する目的で新規に取得された、建物等を除く償却資産の取得価額の7%に相当する所得税額を免除するというものである。宮島(1976)によれば、これは当時のケネディ政権における経済成長政策の核心をなすものであった(21頁)。

これに対応すべく、当時、AICPA内で会計基準設定を担当していたAPB(Accounting Principle Board: 会計原則審議会)は、投資税額控除益を当該資産の耐用年数にわたって配分するという繰延法(deferral method)を唯一の会計処理方法として認める意見書第2号を公表した。しかし、意見書第2号は投資税額控除益を控除の認められた年度の利益として扱う即時繰入法(flow-through method)を支持する産業界、会計士業界から強い反発を受けることになる。結局、SECは産業界や商務省・財務省・政府の意向を反映して、繰延法と即時繰入法の両方を認める趣旨のASR第96号を公表した。これに対応するかのごとく、APBは意見書第4号を公表し、両方の方法を認めた(Zeff, 1972, pp. 178-181)。

その後、投資税額控除制度は1969年に一旦廃止されたが、1971年に復活した。APBは同じ轍を踏まぬよう、財務省の官僚と接触し、APBの提案に対して財務省は中立的な立場を維

持するとの確約をとった。また、SECからは繰延法を支持する旨の書簡を受け取り、十分な根拠を行った上で意見書第2号と同趣旨の草案を公表した。しかし、産業界がAPBの勧告に対抗できるような規定を審議中の税法案に盛り込むように議会に働きかけると、財務省は“確約”を翻し、繰延法と即時繰入法の両方法を企業が選択できるようにする旨、上院に通告したのである。最終的に法案は修正され、投資税額控除に関する会計処理については納税者の自由に任せるとの規定が盛り込まれるに至った。これによりAPBは草案の撤回へと追い込まれたのである（Zeff, 1972, pp. 219-221）。この顛末について、細田（1977）の指摘は正鵠を射ている。

「この事件を契機として、会計人は、会計基準の制定とは、多くの人々に実質的な影響を及ぼす社会的、政治的意思決定であり、したがって、会計基準の制定に際しては、様々な圧力が及ぶものであるということ、強く意識するようになった。また、民間部門組織の会計基準設定に関する権限は、議会およびSECから委譲されたものに過ぎないことを、思い起こしたのである」（2頁）。

この結果、APBはSECの信任を失い、解散へと追い込まれた。米国は、新たな会計基準設定機関を構築する必要に迫られたのである。APBに代わる会計基準設定機関について、AICPAはF. Wheatを座長とする委員会（通称ホワイト委員会）を立ち上げ、基準設定機関のあり方について検討を始めた。ホワイト委員会は、1972年3月に「会計原則の設定に関する研究報告書」(Report of the Study on Establishment of Accounting Principles)を公表した。

この報告書に基づき1973年7月、新たな会計基準設定機関として設立されたのが、今日もアメリカの会計基準設定機関として活動を続けるFASBである。FASBが設立された同年、SECはASR第150号を公表し、FASBに対して基準設定権限の委譲と、発行する基準の効力を保証している。ASR第150号は、FASBを「実質的な権威ある支持」を有する団体と認めており、「この規定によってFASBは規制機関としての『正統性』を得た」（大石, 2000, 4頁）とされている。

1933年、34年の証券二法の成立以後、米国における会計基準設定は、議会からの負託を受けたSECに「お墨付き」を与えられた団体によって担われてきた。これは、IASB (International Accounting Standards Board: 国際会計基準審議会) がプレゼンスを増す今日においても同様であり、SECは2002年に成立したSOX法 (Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002) に基づき、「FASBが設定した基準は、SOX法第108条のもとでの『一般に認められた』ものとして承認されるものである」（SEC, 2003a）との声明を公表している。この声明は、“エンロン・ワールドコムショック”と呼ばれた一連の企業不正会計事件とそれに伴うSOX法成立の後も、FASBが引き続き米国の会計基準設定主体として活動していくことをSECが「再承認」（杉本, 2009a, 20頁）した意味を持つのである。

3 FASB の政治的正統性

それでは、FASB はどのような形で法的権威づけを受け、政治的正統性を獲得したのだろうか。この点を考察するには、主権者たる国民の代表から構成される議会、その監督下にある SEC と FASB の関係に焦点を当てる必要がある。そもそも、プライベート・セクターが主導しているとはいえ、米国における基準設定権限は今もなお議会の監督下にある SEC が有している。そのことを示す“好例”が、会計の政治化事例としてしばしば取り上げられてきた石油・ガス会計基準をめぐる一連の動きである。

1975年12月、米国議会において成立したエネルギー政策・保護法に基づき、2年以内に石油・ガス採掘企業の会計基準を整備する必要に迫られた FASB は、「石油・ガス産出産業による財務会計および財務報告」という公開草案を公表した。これまで、石油・ガス産出企業は以下の会計処理方法のどちらかを用いることとなっていた。

1. 成功原価法 (successful efforts method)

石油やガスを実際に掘り当てたコストは資産として計上し、将来収益に対応して償却する。掘り当てられなかった (dry holes) 場合のコストは当期費用として計上する。

2. 全部原価法 (full-cost method)

採掘結果にかかわらず、すべての採掘コストを資産として計上し、実際に掘り当てた油井、ガス井の生産高比例配分法に基づいて償却する。

FASB の草案は、これを成功原価法に統一するものであった。同年12月、FASB はこの内容を SFAS (Statements of Financial Accounting Standards: 財務会計基準書) 第19号として公表している。当時、石油・ガス採掘企業のうち、大規模企業は主に成功原価法を採用していたが、中小企業は主に全部原価法を採用していたため、中小採掘企業より猛烈な反対が起こった。その反対理由は次のようなものである。すなわち、成功原価法を採用すると、利益数値や自己資本数値が下がるため、資本の調達に影響が生じる。そのため、中小企業は新しい探索・採掘活動に消極的になり、「石油・ガス産業における競争が阻害され、独占が進む」(大石, 2000, 71頁) という主張である。中小採掘企業は、利益の低下という私益への影響ではなく、その結果としての独占という公益の阻害を反対論として掲げた。FASB はプライベート・セクターとはいえ、ASR 第150号によって SEC から権限を委譲された規制機関である以上、公益を目的とせざるを得ない。FASB は手続規則の冒頭において、次のように謳っていた。

FASB は、アメリカの経済的繁栄にとって意義ある結果を生じさせる責任を課されている。この責任を遂行するにあたって、個人的にもその他の点でも公益より優先される利害関係があってはならない (FASB, 1987, p. 3)。

公益を錦の御旗とする反対論は、司法省・エネルギー省・FTCからも寄せられる。司法省は独占禁止法に抵触する疑いがあるため、2つの会計処理の統一を延期するよう発表した。また、エネルギー省は、国家のエネルギー政策に重大な影響を及ぼす可能性があるとし、SFAS第19号をSECの権限で拒否するよう書簡によって勧告している。さらにFTCは、競争が阻害されることに対する懸念をSECに寄せている。強硬な反対論に晒されたSECは、ASR第253条によりSFAS第19号の一部を無効にするという措置を採る。最終的にFASBは1978年12月、SFAS第25号を発行し、SFAS第19号の無期延期に追い込まれたのである。

Kelly-Newton（1980）が強調するように、FASBは基準の違反者に対する直接的な制裁権限を有しない。それでもFASBが機能するのは「正統的権力基盤があるから」である。それは「産業界が…（中略）…FASBを承認しているということ」であり、「SECがFASBを支持している」（邦訳77頁）ことによってもたらされる。先述のAPBにおける投資税額控除問題にも共通してみられるとおり、あくまでも会計基準設定権限はSECから委譲されたものであることに留意する必要がある。

このように、米国の会計基準設定体制は、国民の代表者によって構成される議会がSECに基準設定権限を委譲し、SECが委譲された権限をFASBに委譲するという、いわば委任の連鎖（chains of delegation）がみられる点が特徴的である。かかる構造において、FASBは政治的正統性の源泉である選挙を通じて構成された議会から、間接的とはいえ公式に負託を受けており、このことがFASBの政治的正統性を強固なものにしていると指摘することができよう。ただし、あくまでも本源的な基準設定権限は議会にあり、そのため、議会や行政当局の介入が生じる可能性を常に孕んでいることは指摘しておかねばなるまい。

4 FASBの手続的正統性

森（2014）で定義したように、会計基準設定における手続的正統性とは「公正な手続きに基づく意思決定」であり、公正な手続きを具現化したものがデュー・プロセスであることは論を俟たない。そこで本節では、会計基準設定主体として初めて明示的なデュー・プロセスを導入したFASBの手続的正統性を、米国におけるAPA（Administrative Procedure Act：連邦行政手続法）との関係から考察を試みる。

会計基準設定におけるデュー・プロセスの検討に入る前に、そもそもデュー・プロセスという概念が歴史上どのように成立したのかについて素描してみよう。デュー・プロセスという概念が初めて成文化したとされるのは、1791年の米国合衆国憲法第5修正におけるデュー・プロセス条項（due process clause）である²。当初は肉体的拘束や財産権の侵害など、私人の権利を抑制する必要がある場合は法の求める手続に則って処理しなければ違法であるという、いわば法の運用面での適正手続を求めたものであった。その後、判例によってその考え方は拡大され、1946年6月に米国で制定されたAPAでは①行政機関の組織・手続・規則を国民へ周知すること、②規則制定過程への国民の参加を得ること、③統一的な行為規範を設定すること、

④司法審査に関する法を明文化すること、の4項目を法律の目的と定めている。この行政手続法制定の背景には、前節でも検討した米国におけるニューディール政策との関係がある。アメリカでは1929年の株暴落に端を発した世界大恐慌後、ニューディール政策を実施するためにFTC、SECといった多くの独立規制機関が設立された。これら独立規制機関は、米国の議会・行政庁・裁判所から独立する形で、内部に立法・行政・司法権³を有している。たとえばSECの場合、Hazen (2002) の分類に従えば、立法機能としては証券法等によって委任された範囲内での規則制定権を有し、行政機能として証券取引所等、SECの所轄する団体の活動に関する各種許認可権を有し、司法機能として証券諸法における紛争解決のための審判制度、また諸法に違反する者に対する訴追権をそれぞれSECは有している (p. 29)。

このように広汎な権能を有する独立規制機関の成立は、三権分立を前提とする民主主義国家にとって、恣意的な権限の行使に対する懸念をもたらす。そこで、「このような行政権の拡大を抑制する」手段として1946年、APAが立法化されたのである (田中館, 1995, 110頁)。行政庁や独立規制機関によって規則制定が行われる際には、APAの定める規則制定手続に拠る必要がある。議会からSECに委譲された会計基準設定という行為も、独立規制機関SECが行う歴然とした規則制定行為である。そのため、民間団体とはいえ規則制定行為の一翼を担うFASBはその設立時から、APAの定める手続に拠る必要があったことは明らかであろう。Gaa (1988) によれば、FASBの「手続規則は、連邦規制機関の規則作成プロセスを統括して

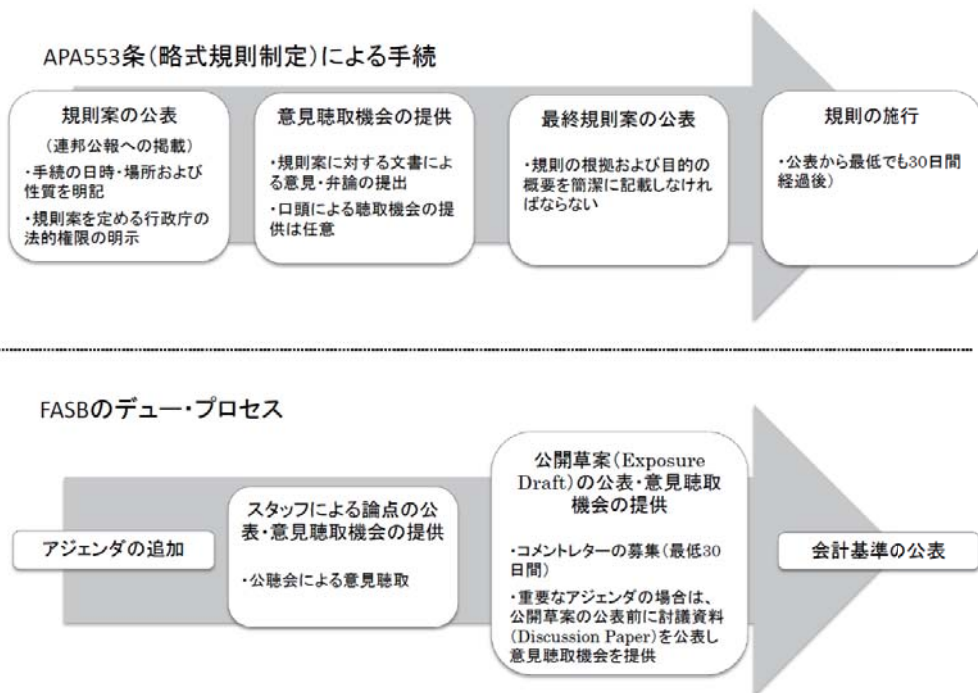


図1 APA および FASB の制定手続

(出所) APA 第553条、FASB (2013) を参考に筆者作成。APAによる規則制定手続はそのほとんどが第553条の略式規則制定手続に拠るため、553条の規定を参照した。

いる連邦行政手続法の規定に従って作成されている」（邦訳45頁）。たとえば、APAは行政庁が規則制定を行う際に、規則案を告知し、意見聴聞の機会を設け、パブリック・コメントを得るべきであると定めている（notice and comment requirements）。この規定内容はまさに、FASBが会計基準設定を行う際に、基準案を討議資料、公開草案として告知し、公聴会を開き、コメントレーターを求める一連の手続きそのものである。APAの規定とFASBのデュー・プロセスを比較したものが図1である。FASBは前節で検討したように、議会からの負託を間接的とはいえ受けている。そのため、厳格な手続規則を設けることで、民間団体ながらも行政機関に匹敵する手続的正統性を獲得する必要があったのである⁴。

また、ホイット委員会がまとめた報告書によれば、民間の会計基準設定主体が設定した基準が社会において受容されるための要件として、①独立性と客観性、②基準設定プロセスへの財務報告社会構成員の参加、③利害関係者の意見聴取および意見の検討を保証する公開手続を採ること、④公表される会計基準は論理的で根拠づけられており、投資家・社会の人々に有用であること、⑤監査証明の際にかかる基準が尊重されることの5項目が勧告されている（AICPA, 1972, 邦訳59-60頁）。このうち、「基準設定プロセスへの財務報告社会構成員の参加」、「利害関係者の意見聴取および意見の検討を保証する公開手続を採ること」の2項目を満たすためにはデュー・プロセスの導入が決定的に重要である。APBの崩壊に伴って、新たに正統性を持つ基準設定主体構築の必要性に迫られていた当時の米国にとって、APAに拠りながら新たな基準設定主体にデュー・プロセスを導入することは当然の帰結であったと考えられる。

5 FASBの実質的正統性

森（2014）によれば、会計基準設定における実質的正統性とは、「論理的一貫性に裏付けられた会計基準の策定」である。本節では論理的一貫性の裏付けを示すひとつの指標として概念フレームワークに注目し、概念フレームワークの整備状況を検討することによって、会計基準設定における実質的正統性を論じる。

第2節で検討したように、1938年にSECはASR第4号によりAIAへ会計基準設定権限を委譲している。AIAは同年、CAP（Committee on Accounting Procedure：会計手続委員会）を発足させ、CAPが事実上、米国の会計基準設定主体となった。しかしながら、CAPには「包括的な会計原則を公表する任務が与えられていた」（大石，2000，60頁）にも関わらず、実際には「ピースミール・アプローチ⁵による会計基準の開発が行われ、CAPがAPBに改組される1959年までの活動期間の間に、諸会計原則の全体像を示すような包括的な体系が示されることはなかった。可見島（1999）は、CAPの20年にわたる活動について、次のような問題点を指摘している。第一に、最終的にはSECが「実質的な権威ある支持」を有するとみなした場合にのみ会計原則が受け入れられるのであって、CAP自身が権限を有していたわけではなかった点である。少なくともCAP・SEC間のいくつかの基準設定における対立が存在しており、CAPはあくまでもSECと意見を調整しながら基準設定を行う必要があった。第二に、

実務で用いられている慣習に関して評価する理論体系の欠如によって、公表される原則が互いに一貫性を欠いたり、GAAPの増殖を招いた点が挙げられている(215頁)。このような基準設定姿勢に対して批判が寄せられるようになり⁶、AIAから改組したAICPAは1958年、“Organization and Operations of the Accounting Research Program and Related Activities”と題する特別委員会報告書を取りまとめ、当該報告書に基づき、会計基準のみならず会計諸概念についても開発を行う組織として1959年、APBを発足させた。

APBは1970年に公表した意見書第4号「営利企業の財務諸表の基礎となる基本的な諸概念と会計原則」(Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises)において、会計諸概念の定義を試みている。しかしながら、当該意見書はAPBが「基本的には規範的なものではなく記述的なもの」(AICPA, 1970, 邦訳10頁)と述べるように、これまでの内容を回顧的に整理し、成文化したに留まっている。とはいえ、GAAPの増殖、またピースミール・アプローチによる会計基準間の論理的一貫性の欠如を問題視する声の高まりに応える形で基準設定主体が諸概念について意見書を公表したことは、会計基準に何らかの論理的な正統性が求められていることを当時のAPBが認識していた証左でもある。

前述のとおり、APBはSECの信任を失い解散に追い込まれたが、基準設定主体が論理的一貫性を確保するために会計概念について検討を行うべきであるとの流れは変わらず、基準設定主体のあり方を勧告し、FASB設立の契機となったホイット委員会とは別に、財務諸表の基本目的に関する検討を行ったトゥルーブラッド委員会は1973年、「財務諸表の目的」(Report of the Study Group on the Objectives of Financial Statements)と題する報告書を取りまとめた。当該報告書では、経済的意思決定のために有用な情報を提供することを財務諸表の目的と定め、そのために会計情報が備えなければならない7つの質的特徴を定義するなど、規範的な定義を行っている⁷。

FASBはその発足からわずか1か月半後の1974年1月に「FASBがその最大の企画として提起した」(津守, 2002, 136頁)、「概念フレームワーク・プロジェクト」(conceptual framework project)をスタートさせた。これは、トゥルーブラッド委員会報告書を引き継ぐ形で始まっている。Foster and Johnson (2001)が指摘するように、「FASBはその報告書を下敷きにして、『財務報告の基本目的はどのようにあるべきか』という論題をいち早く設定することにより、概念フレームワークを構成するその後の諸概念を展開する堅牢な基礎を築いた」のである(邦訳109頁)。FASBにおいて概念フレームワークの作成が急がれた背景には、CAP、APBが基準設定を担っていた時代に特徴的だった「ピースミール・アプローチ」による基準開発の反省がある。すなわち、現行の基準に関して問題点が生じた場合に、その問題点を解消すべく基準を改訂する場合当たりの対応を行うことで、各基準間の整合性が取れなくなるという批判に対し、FASBは論理的一貫性に基づく基準開発を行うことにより、会計基準の受容可能性を高め、正統性を強化する必要があったのである。このように、概念フレームワークの形成はAPBの基準設定に対する「アンティ・テーゼ」(津守, 2002, 207頁)の一面を有

している。

デュー・プロセスを導入し、基準設定への利害関係者の関与を制度化する以上、なぜAという意見が基準に採用され、Bという意見が採用されなかったのかを利害関係者に対し説得的に説明する責任が基準設定主体には生ずる。その説明行為において、概念フレームワークは説明に論理づけを与える役割を果たす。「デュー・プロセスを前提にした会計基準設定にとって、設定した会計基準の論理整合性を基礎付ける装置として不可欠な存在が概念フレームワーク」（佐藤，2004，183頁）なのである。FASBにおける概念フレームワークの形成は、FASBの基準設定行為に対して一定の実質的正統性を与えたと評価できよう。

しかしながら、米国におけるこれまでの会計諸基準の成文化を試み、2009年に公表されたSFAS第168号「FASB会計基準成文化および一般に公正妥当と認められた会計原則のヒエラルキー」（The FASB Accounting Standards Codification and Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles, a replacement of FASB Statement No. 162）において、概念フレームワークは「権威ある基準」としては認められていない。2003年にSECはFASBに対し、「不完全な概念フレームワークに取り組まなければならない」との勧告を発出している（SEC, 2003b）。FASBが今後IASBとの共同プロジェクトを通じて概念フレームワークの地位を向上させることに成功すれば、概念フレームワークが「権威ある基準」として取り扱われる可能性はあるが、現時点ではそのような扱いになっていないことに留意しなければならない⁸。概念フレームワークの地位が低い現状を評価すると、米国において概念フレームワークがもたらす実質的正統性は、あくまで一定のものであろう。

6 FASBの正統性構造

本稿では、米国の会計基準設定史を概観したうえで、3つの正統性の見地からFASBを考察してきた。これら検討の結果、現在の米国会計基準設定主体のFASBの正統性がいかなる基盤から付与されているかを示したものが図2である。

政治的正統性の見地からは、議会—SEC—FASBの法的委任関係を挙げることができる。FASBはプライベート・セクターとはいえ、SECの強い監督下にある。そのSECは米国の独立規制機関であり、議会の監視の下に置かれている。あくまでも米国の会計基準を最終的に権威づけしているのは選挙で主権者から選ばれた代表から構成される米国議会であるといえる。

手続的正統性の見地からは、行政手続法を基礎としたデュー・プロセスが正統性に強い影響を与えていると考えられる。SECのような広範かつ強力な権限を持つ独立規制機関をコントロールするためには、意思決定の透明性を確保する必要があった。その結果制定された法律がAPAであり、FASBもSECから委譲された会計基準設定という職務を遂行する以上、APAに沿ったデュー・プロセスを策定する必要があったのである。

最後に、実質的正統性の見地から、概念フレームワークに着目して検討を行った。包括的かつ体系的な基準設定を求めてきた米国の基準設定史から鑑みて、FASBが概念フレームワー

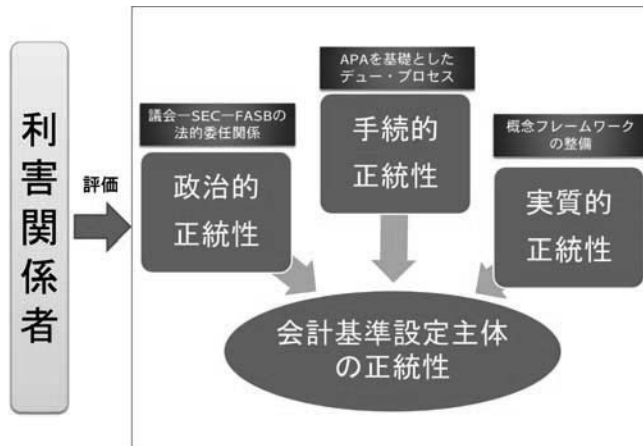


図2 FASBの正統性

(出所) 筆者作成。

ク・プロジェクトをスタートさせたことは当然の帰結であったと考えられる。一方で、概念フレームワークはSECから不完全であるとの勧告を受けており、実際に現在でも「権威ある基準」としての位置付けはなされていない。そのため、実質的正統性を概念フレームワークの観点から考察した場合、その正統性の程度は限定的であろうことが推測される。

最後に、本稿での議論は会計基準設定主体の正統性として一般化することはできないことを注記しておきたい。当然のことながら、各国の制度的・文化的背景に伴って基準設定主体の正統性構造も変化することが予想されるからである。よって、様々な会計基準設定主体の正統性を検討し、比較考察することによって共通した正統性構造を剔出することができると思われる。この点は今後の課題として残されている。

注

- 1 証券法 § 19 (a) では、貸借対照表や損益計算書の様式、科目等、公正な企業開示を保証するための要件を規定する権限をSECに与えている。
- 2 「デュー・プロセス」という言葉は用いられていないものの、デュー・プロセス概念自体の起源は1215年に制定されたイングランド憲章のマグナ・カルタにあるとされる。詳細な歴史的経緯については、田中(1987)を参照されたい。
- 3 ただし、独立行政機関における三権はあくまでも合衆国の三権の範囲内で行使されるものであるから、準(quasi-)司法的、準立法的活动と呼ばれる。
- 4 付言すれば、FASBがプライベート・セクターであることが手続的正統性の獲得を一層重要にする。Kelly-Newton(1980)が指摘するように、FASBはプライベート・セクターであることから、「その指令に対する自発的な遵守」に頼らざるを得ないため、最終的に会計基準を「受容させるためには、基準が設定される過程がよりいっそう重要に」(邦訳77頁)なるのである。

- 5 「ケース・バイ・ケース・アプローチ」と称されることもある。
- 6 Zeff (1972) によれば、首尾一貫したステイトメントを開発しないAPBの基準設定姿勢に「各方面から批判が巻き起こり」、APBへの改組の動きが具体化した (p. 167)。
- 7 意思決定有用性については、その報告書においてAAA (1966) が先に主張を展開しており、ツールブラッド委員会報告書は当該報告書の議論を継承している。詳細な検討についてはたとえば藤井 (1997) を参照されたい。
- 8 2009年6月に公表されたSFAS第168号は、「権威ある文献ないしU. S. GAAPへの効率的なアクセス (利用可能性) の向上を目指した」(杉本, 2009b, 21頁) プロジェクトの集大成である。しかし、当該基準書では、概念フレームワークは「権威ある基準」としての定義に含まれていない。少なくとも現段階において、SECおよびFASBは概念フレームワークについて、従うべき基準としての扱いを行っていないのである。詳細については杉本 (2009b) を参照されたい。

参考文献

- AAA (1966) *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA. (飯野利夫訳『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』国元書房、1969年。)
- AICPA (1970) *Statement of the Accounting Principles Board No. 4: Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, AICPA. (川口順一訳『アメリカ公認会計士協会企業会計原則』同文館、1973年。)
- (1972) *Establishing Financial Accounting Standards: Report of Study on Establishment of Accounting Principles*, AICPA. (鳥羽至英・橋本尚共訳『会計原則と監査基準の設定主体』白桃書房、1997年。)
- FASB (1987) *Rules of Procedure*, FASB.
- (2013) *Rules of Procedure*, FASB.
- Foster, J. M. and L. T. Johnson. (2001) “Why Dose the FASB Have a Conceptual Framework?” *Understanding the Issues*, FASB. (澤悦男・佐藤真良訳「なぜFASBは概念フレームワークを有するのか？」『企業会計』54巻6号、105-111頁、2002年。)
- Gaa, J. C. (1988) *Methodological Foundations of Standardsetting for Corporate Financial Reporting*, AAA. (深津比佐夫監訳『財務報告基準設定論』中央経済社、1990年。)
- Hazen, T. L. (2002) *Corporate Counsel Guides: Securities Regulation 4th edition*, Amer Bar Assn.
- Kelly-Newton, L. (1980) *Accounting Policy Formulation: The Role of Corporate Management*, Addison-Wesley Publishing. (大石桂一訳『ケリー・ニュートンの会計政策論』九州大学出版会、1999年。)
- SEC (2003a) “PolicyStatement: Reaffirming the Status of the FASB as a Designated Private-Sector Standard Setter,” <http://www.sec.gov/rules/policy/33-8221.htm>.
- (2003b) “Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System,” <http://www.sec.gov/news/studies/principlesbasedstand.htm>.
- Zeff, S. A. (1972) *Forging Accounting Principles in Five Countries: A History and Analysis Trends*, Stipe Publishing Company.

- 大石桂一 (2000) 『アメリカ会計規制論』 白桃書房。
- (2010) 「1930年代の米国における会計規制の展開」『会計史学会年報』第28号、51-69頁。
- 可児島達夫 (1999) 「アメリカにおける財務会計概念フレームワークの形成基盤」『商學論究』47巻2号、209-226頁。
- 佐藤信彦 (2004) 「会計基準の権威」『會計』第165巻第2号、179-192頁。
- 杉本徳栄 (2009a) 『SECの会計政策：高品質で国際的な会計基準の構築に向けて』 中央経済社。
- (2009b) 「U. S. GAAPの制度性」藤井秀樹主査『会計制度の成立根拠とGAAPの現代的意義』日本会計研究学会スタディ・グループ中間報告書。
- 田中英夫 (1987) 『デュー・プロセス』 東京大学出版会。
- 田中館照橋 (1995) 「わが国の行政手続とアメリカの適正手続」『明治大学社会科学研究所紀要』第34巻第1号、107-115頁。
- 津守常弘 (2002) 『会計基準形成の論理』 森山書店。
- 藤井秀樹 (1997) 『現代企業会計論—会計観の転換と取得原価主義会計の可能性』 森山書店。
- 細田哲 (1977) 「アメリカにおける会計政策研究の諸傾向」『城西経済学会誌』第13巻第2号、1-21頁。
- 宮島洋 (1976) 「戦後アメリカにおける減価償却政策と投資税額控除制度」『信州大学経済学論集』第10巻、9-26頁。
- 森洵太 (2014) 「企業会計審議会の正統性」『愛知淑徳大学論集—ビジネス学部・ビジネス研究科篇—』第10号、93-108頁。
- 山地秀俊 (2000) 「FSA（農業安定局）とSEC（証券取引委員会）：アメリカにおける国家による情報収集・公開活動の意義」『国民経済雑誌』第181巻第6号、59-74頁。